

厚生食監発0830第6号
令和6年8月30日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

「食品等事業者団体による衛生管理計画手引書策定のためのガイドンス」
の一部改正について

食品等事業者団体による衛生管理計画手引書策定については、「食品等事業者団体による衛生管理計画手引書策定のためのガイドンス」（平成29年3月17日付け生食監発0317第2号、最終改正令和3年6月15日付け薬生食監発0615第1号。以下「ガイドンス」という。）をお示ししているところです。

今般、「紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」（令和6年5月31日紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合とりまとめ）を踏まえ、機能性表示食品（食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第1項第10号に規定する機能性表示食品をいう。以下同じ。）及び特定保健用食品（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第2条第1項第5号に規定する特定保健用食品をいう。以下同じ。）（以下これらをまとめて「機能性表示食品等」という。）に係る健康被害に関する情報提供をより実効的なものとするため、食品衛生法施行規則（以下「施行規則」という。）について所要の改正を行いました。

施行規則の改正に伴い、手引書の構成における情報の提供については、機能性表示食品等の健康被害情報の提供が義務付けられたことを明記することとしたので、御了知いただくとともに、貴管下関係者への周知方をよろしく願います。

なお、当該ガイドンスは、今後も必要に応じて見直しを行うこととしていることを申し添えます。